

都市鉄道等利便増進法要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設の整備等を促進することにより都市鉄道等の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とするものであること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「都市鉄道」とは、大都市圏における旅客輸送の用に供する鉄道及び軌道をいうものとする。

2 この法律において「都市鉄道等」とは、都市鉄道施設、駅附帯施設及び駅周辺施設により提供される人の移動のための交通手段の総体をいうものとする。

3 この法律において「都市鉄道施設」とは、都市鉄道に係る鉄道施設をいうものとする。

4 この法律において「駅施設」とは、都市鉄道に係る駅及び駅附帯施設をいうものとする。

5 この法律において「駅周辺施設」とは、駅施設の周辺にあり、当該駅施設の利用の円滑化に資する駅前広場等の施設をいうものとする。

6 この法律において「都市鉄道利便増進事業」とは、速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業をいうものとする。

7 この法律において「速達性向上事業」とは、既存の都市鉄道施設の間を連絡する新線の建設等の既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道施設の整備及び営業により、目的地に到達するまでに要する時間の短縮を図り、もって都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該営業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該営業により受ける利益を勘案して決定される当該都市鉄道施設の使用料を当該整備を行う者に支払うものをいうものとする。

8 この法律において「駅施設利用円滑化事業」とは、既存の駅施設における乗継ぎを円滑にするための経路の改善等の既存の駅施設を有効活用しつつ行う駅施設の整備及び営業により、駅施設の利用の円滑化を図り、もって都市鉄道の利用者の利便を増進する事業であつて、当該営業を行う者が、当該整備に要する費用を基準とし、当該営業により受ける利益を勘案して決定される当該駅施設の使用料を当該整備を行う者に支払うものとするものとする。

9 この法律において「都市計画決定権者」とは、都市計画法の規定により都市計画を定める都道府県、市町村、指定都市等をいうものとする。

(第二条関係)

第二 基本方針

国土交通大臣は、都市鉄道等の利用者の利便の増進を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定め、公表するものとし、当該基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 都市鉄道等の利用者の利便の増進の意義及び目標に関する事項
- 2 都市鉄道利便増進事業に関する基本的な事項

- 3 整備構想及び営業構想、速達性向上計画、交通結節機能高度化構想並びに交通結節機能高度化計画の作成に関する基本的な事項
- 4 都市鉄道等の利用者の利便の増進のための施策に関する基本的な事項その他都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する事項

(第三条関係)

第三 速達性の向上

- 一 整備構想又は営業構想の認定
 - 1 速達性向上事業として都市鉄道施設の整備又は営業を行おうとする者は、それぞれ整備構想又は営業構想を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。
 - 2 国土交通大臣は、整備構想又は営業構想が基本方針に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第四条関係)

二 速達性向上計画の認定

1 認定整備構想事業者及び認定営業構想事業者は、認定を受けた整備構想及び営業構想に基づいて、協議により、速達性向上計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

2 1の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、速達性向上計画について、当該速達性向上計画に記載する速達性向上事業を実施する区域をその区域に含む地方公共団体に協議し、その同意を得なければならぬものとする。

3 国土交通大臣は、速達性向上計画が基本方針に適合するものであるほか、鉄道事業法第三条第一項の規定による鉄道事業の許可を要するものにあつては同法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、确实かつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第五条関係)

三 速達性向上計画の作成に当たつての協議に係る裁定等

1 国土交通大臣は、認定構想事業者の間において、速達性向上事業に関し、認定構想事業者のいずれ

かが速達性向上計画の作成に係る協議を求めたにもかかわらず他の認定構想事業者が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合であつて、当該協議を求めた認定構想事業者から申立てがあり、かつ、当該協議を必要と認めるときは、当該他の認定構想事業者に対して、その協議の開始又は再開を命ずることができるものとする。

2 1の命令があつた場合において、協議が調わないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができるものとする。

(第六条関係)

四 認定速達性向上計画に従つた速達性向上事業の実施

1 認定速達性向上事業者は、認定速達性向上計画に従い、速達性向上事業を実施しなければならないものとする。

2 国土交通大臣は、認定速達性向上事業者が、正当な理由がなく速達性向上事業を実施していないときは、当該認定速達性向上事業者に対して、速達性向上事業を実施すべきことを命ずることができるものとする。

(第七条及び第八条関係)

五 鉄道事業法及び軌道法の特例

1 認定構想事業者が速達性向上計画の認定を受けたときは、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第十五条第一項の認可を受けなければならないものについては、当該許可又は認可を受けたものとみなすものとする。

2 認定構想事業者が速達性向上計画の認定を受けたときは、軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法第三条の特許を受けたものとみなすものとする。

(第九条及び第十条関係)

六 速達性向上事業の実施の要請

1 地方公共団体は、鉄道事業者等に対して、速達性向上事業の実施の要請をすることができるものとする。

2 要請を受けた者は、当該要請に基づき一の1の認定の申請をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。認定の申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

ものとする。

3 特定非営利活動法人等又は鉄道事業者等は、地方公共団体に対して、速達性向上事業の実施の要請をすることを提案することができるものとする。

(第十一条関係)

第四 交通結節機能の高度化

一 交通結節機能高度化構想の同意

1 都道府県は、その区域内の交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を駅周辺施設の整備と一体的に行うことが特に必要であると認めるときは、交通結節機能高度化構想を作成して、国土交通大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。

2 国土交通大臣は、交通結節機能高度化構想が基本方針に適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

3 同意都道府県は、交通結節機能の高度化を図るため、駅施設の整備を行うと見込まれる者、駅周辺施設の整備を行うと見込まれる者、駅施設の営業を行うと見込まれる者、地方公共団体等を構成員と

する協議会を組織することができ、これらの者は、協議に応じなければならないものとする。

4 同意都道府県は、必要があると認めるときは、協議会に、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定非営利活動法人、学識経験を有する者等を構成員として加えることができるものとする。

(第十二条及び第十三条関係)

二 交通結節機能高度化計画の認定

1 協議会において、認定交通結節機能高度化構想に基づいて、当該認定交通結節機能高度化構想に係る交通結節機能高度化計画を作成したときは、その作成に係る合意をした構成員は、共同で、国土交通大臣の認定を申請することができるものとする。

2 協議会における協議により、駅施設の整備及び営業について駅施設利用円滑化事業により行うこととされた場合にあつては、交通結節機能高度化計画に、その旨を明らかにするとともに当該整備に係る駅施設の使用料の額を記載するものとする。

3 交通結節機能高度化計画には、都市施設に関する都市計画に関する事項及び当該都市施設に関する

都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議する期限を記載するものとし、併せて、都市計画事業の施行予定者及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができるものとする。

4 国土交通大臣は、交通結節機能高度化計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言又は勧告をすることができるものとする。

5 国土交通大臣は、交通結節機能高度化計画が基本方針に適合するものであるほか、确实かつ効果的に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第十四条関係)

三 交通結節機能高度化計画の作成に当たつての協議に係る裁定等

1 国土交通大臣は、駅施設利用円滑化事業に関し、協議会の構成員のいずれかが交通結節機能高度化計画の作成に係る協議を求めたにもかかわらず他の構成員が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合であつて、当該協議を求めた構成員から申立てがあり、かつ、当該協議を必要と認めるときは、当該他の構成員に対して、その協議の開始又は再開を命ずることができるものとする。

2 1の命令があつた場合において、協議が調わないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができるものとする。

(第十五条関係)

四 認定交通結節機能高度化計画に従つた駅施設の整備若しくは営業又は駅周辺施設の整備

1 認定交通結節機能高度化計画において駅施設の整備若しくは営業又は駅周辺施設の整備を行うこととされた者は、認定交通結節機能高度化計画に従い、当該駅施設の整備若しくは営業又は駅周辺施設の整備を行わなければならないものとする。

2 国土交通大臣は、認定駅施設利用円滑化事業者が正当な理由がなく駅施設利用円滑化事業を実施していないときは、当該認定駅施設利用円滑化事業者に対して、駅施設利用円滑化事業を実施すべきことを命ずることができるものとする。

(第十六条及び第十七条関係)

五 鉄道事業法及び都市計画法の特例

1 認定駅施設利用円滑化事業者は、鉄道事業法の規定に基づき申請又は届出に係る事項が認定交通結

節機能高度化計画に記載された駅施設利用円滑化事業に係るものときは、簡略化された手続に
よることができるものとする。

2 都市計画決定権者は、認定交通結節機能高度化計画に従って、都市施設に関する都市計画の案を作
成して、都道府県都市計画審議会に付議するとともに、その都市計画には施行予定者及び施行予定者
である期間を定めるものとする。

3 2において施行予定者として定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画
事業の認可又は承認の申請をしなければならないものとする。

(第十八条から第二十一条まで関係)

六 交通結節機能高度化構想の提案

1 鉄道事業者等、駅周辺施設の整備を行おうとする者、市町村(特別区を含む。)又は交通結節施設
の利用に関し利害関係を有する者は、都道府県に対して、交通結節機能高度化構想を作成すること
を提案することができるものとする。

2 提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき一の協議をするか否かについて、遅滞なく、公表

しなければならず、協議をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならないものとする。

(第二十二条関係)

第五 雑則

一 国及び地方公共団体は、都市鉄道等の利用者の利便を増進するために、必要な資金の確保、都市鉄道等の利用者の利便の増進に関する調査及び研究開発等の推進等に努めるものとする。

二 国、地方公共団体、鉄道事業者等その他の関係者は、都市における鉄道施設、駅の施設及び駅周辺の施設の利用者の利便の増進を図るため、この法律に定めるもののほか、関係の規定に準じて、これらの利用者の利便の増進を図る事業の実施の要請、都市における駅の施設の整備を駅周辺の施設の整備と一体的に行うために必要な協議を行うための体制の整備等に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

三 地方公共団体は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の者が都市鉄道利便増進事業として行う都市鉄道施設又は駅施設の整備に要する費用の一部を補助することができるものとする。

四 報告及び立入検査、大都市の特例、権限の委任、命令への委任並びに経過措置について、所要の規定を設けるものとする。

(第二十三条から第二十九条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第三十条及び第三十一条関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則関係)